

幸手市社協ガイドブック〈詳細版〉

ふれあいネットワーク

2025



社会福祉法人幸手市社会福祉協議会

〒340-0152 幸手市大字天神島1030番地1

(保健福祉総合センターウェルス幸手内)

TEL 0480-43-3277

FAX 0480-40-1460

E-mail syafuku@satte-syakyo.or.jp

URL <https://www.satte-syakyo.or.jp>

幸手社協X



幸手社協Instagram



令和7年4月

目次

	頁
1 社会福祉協議会とは	1
2 社協の広報活動	4
3 在宅・地域福祉サービスの推進	
(1) ふれあい・いきいきサロン活動事業	5
(2) 有償家事援助サービス事業（桜ふれあいサービス）	8
(3) 福祉機器の貸出事業	10
(4) 車椅子同乗車輛貸出事業	11
(5) テントの貸出事業	12
4 高齢者・障がい者福祉対策	
(1) 敬老事業	13
(2) 金婚祝品の贈呈	
(3) ふれあいバスの旅事業	14
(4) グラウンド・ゴルフプラチナ大会	
(5) 配食サービス事業	15
(6) 安心カード配付事業	
(7) 傾聴ボランティア訪問事業	16
(8) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	17
(9) ふれあい電話サービス事業	19
(10) 音訳朗読・点訳サービス事業	20
(11) 介護者慰労事業	
5 青少年・児童福祉対策	
(1) 赤ちゃん用品券配付事業	21
(2) 福祉協力校の推進	22
(3) 小・中学生ボランティア活動作品募集	
6 生活福祉資金の貸付（埼玉県社会福祉協議会受託事業）	
(1) 総合支援資金の貸付	23
(2) 福祉資金の貸付	24
(3) 教育支援資金の貸付	25
(4) 不動産担保型生活資金の貸付	
(5) 埼玉県障害者福祉資金の貸付	27
7 生活困窮者の支援	
(1) 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）	28
(2) 彩の国あんしんセーフティネット事業	
(3) 幸手市福祉資金の貸付	29
(4) 行旅人旅費の貸付	30
(5) 歳末たすけあい配分金事業	
8 心配ごと相談所事業	31
9 団体への助成事業	
10 社会貢献活動	
(1) ペットボトルキャップの回収	
(2) ベルマークの回収	32
(3) 使用済み切手の回収	
(4) 不要入れ歯回収ボックス設置事業	
(5) フードドライブ	33
11 ボランティア・市民活動センター事業	34
12 幸手市障害者自立支援施設の経営	
(1) 幸手市障害者自立支援施設さくらの里	43
(2) 幸手市障害者自立支援施設なのはなの里	
13 社会福祉法人埼玉県共同募金会幸手市支会	
(1) 赤い羽根共同募金	44
(2) 歳末たすけあい募金	

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（通称：社協）は、地域に暮らす皆様のほか民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療等関係機関の参加や協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、各種福祉サービスや相談業務、ボランティアや市民活動の支援等、様々な活動を行っている民間の団体です。

法律上の位置付け

社会福祉協議会に関する規程は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、その目的とする事業は次のようになっています。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉協議会活動の5つの原則

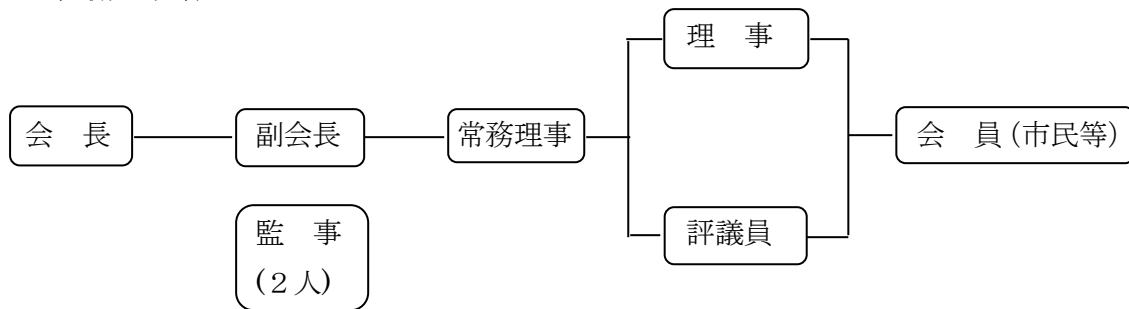
社会福祉協議会は、5つの活動原則に基づいて、地域の特性を生かした活動を展開しています。

- 1 住民ニーズ基本の原則
調査などにより、地域住民の要望、福祉課題等の把握に努め、住民ニーズに基づく活動を第一に進めます。
- 2 住民活動主体の原則
住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動を進めます。
- 3 民間性の原則
民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を生かした活動を進めます。
- 4 公私協働の原則
社会福祉、そして保健・医療・教育・労働等の行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民組織との協働による活動を進めます。
- 5 専門性の原則
住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくり等、福祉の専門性を生かした活動を進めます。

社協の組織（令和7年4月1日現在）

幸手市社会福祉協議会は、昭和63年4月に社会福祉法人の認可を得て運営をしています。

社協の組織



理事選出区分（10人）	評議員選出区分（20人）	
行政関係者 自治連合会 民生委員・児童委員協議会 ボランティア 連合婦人会 社会福祉団体 社会福祉施設 商工会 教育関係者	自治連合会 商工関係者 民生委員・児童委員協議会 社会福祉施設 福祉行政関係者 ボランティア 遺族会 人権擁護委員 医師会 小・中学校代表	ロータリークラブ代表 シルバー人材センター 青年会議所 市子ども会育成連絡協議会 市文化団体連合会 幼稚園代表

事務局（9人）

事務局長、職員5人、再雇用職員1人、嘱託職員2人

障害者自立支援施設さくらの里（7人）

職員3人、再雇用職員1人、臨時職員3人

障害者自立支援施設なのはなの里（10人）

職員4人、嘱託職員1人、臨時職員5人

社協の財源は・・・

1 社会福祉協議会会費

社会福祉協議会では、地域福祉活動を推進するために会員制度を導入しています。地区の区長を始めとする市民の皆さんにご協力いただいた会費は、さまざまな事業を実施するための財源として活用させていただきます。

- (1) 一般会員 一口 年額 500円（世帯又は個人）
- (2) 協力会員 一口 年額 1,000円（特に協力いただける世帯又は個人）
- (3) 特別会員 一口 年額 5,000円以上（篤志な個人、法人、団体等）

2 県、市からの補助金

3 埼玉県共同募金会の配分金

4 寄附金

5 事業収入等

6 その他（障害者自立支援施設指定管理料、各事業受託金等）



2 社協の広報活動

社会福祉協議会では、地域住民に地域福祉への関心をもっていただくため、次のような広報活動を行っています。

- 社協だより「社協さって市」の発行

年4回（7月・10月・12月・3月、各月1日発行）

幸手市内全世帯へ配布します。

その他、市役所、公民館、図書館等で配布します。

- 幸手市社会福祉協議会ガイドブックの発行

社会福祉協議会の事業内容について掲載したガイドブックを発行します。

（詳細版・かんたん版）

- 幸手市社会福祉協議会PRビデオの貸出

社会福祉協議会の事業や活動を紹介したPRビデオを貸出します。

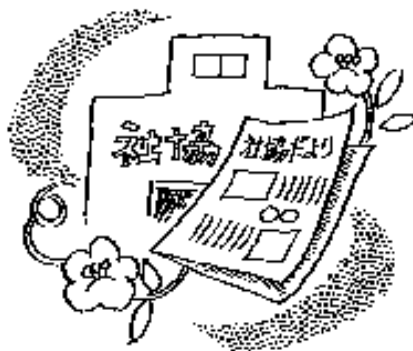
- 福祉ビデオの貸出（福祉教育支援事業）

社会福祉協議会が所有するビデオを貸出します。

- 幸手市社会福祉協議会ホームページ等の開設

社会福祉協議会の事業内容やボランティアグループの紹介、講習会等の募集、活動報告等、さまざまな情報をHPやSNSを通してお伝えします。

URL：<https://www.satte-syakyo.or.jp>



3 在宅・地域福祉サービスの推進

(1) ふれあい・いきいきサロン活動事業

地域住民やボランティアと一緒に身近な場所で気軽に集まり、ふれあいを通じて生きがいをづくりや仲間づくりに結び付けていく交流の場として、サロン活動を実施する団体へ助成します。

対象となる方…小地域（概ね町内会、自治会等の範囲）の住民で組織されたグループや団体（営利法人を除く）であり、地域の集会所や公共施設等で次に掲げる活動を行う方

(1) 乳幼児と保護者が概ね5組以上参加し、次に掲げる活動を年6回以上運営する子育てサロン。

- ① 母親同士の交流を通じて、仲間づくりを図る活動。
- ② 子育てに関する悩みを共有し、育児不安の解消を図る活動。
- ③ 集団の中で、遊びを通じて好奇心、主体性を育てる活動。

(2) 高齢者や障がい者等が概ね5人以上参加し、参加者同士の交流を通じた仲間づくりにより、寂しさや不安の解消及び孤立、閉じこもり防止につながる活動を年6回以上運営するサロン。

内 容…年額3万円を限度額として予算の範囲内で交付

*申請される月によって限度額が変わります。（初年度）

*次年度以降は、前年度の実施回数等の実績に基づき、交付額を決定いたします。

高齢者を対象としたサロン（R6年度）

No	団体名	開催場所	開催日時
1	体操サークル スピカ	コミュニティセンター	毎週月曜日（祝日除く） 9時30分～11時30分
2	みどり会	幸手東武団地自治会館	第2水曜日 13時30分～15時30分
3	体操クラブ65	幸手東武団地自治会館	第2金曜日 14時30分～15時30分

No	団体名	開催場所	開催日時
4	緑台男の健康体操クラブ	幸手東武団地自治会館	毎週月曜日(祝日除く) 10時～11時30分
5	さわやかサロン	東4区自治会館	毎週水曜日 10時～11時30分
6	さざんか体操クラブ東3	東3丁目町内会自治会館	毎週水曜日 10時～11時30分
7	東2丁目健康体操クラブ	東2丁目集会所	第2・3・4月曜日 (8月除く) 10時～11時30分
8	中3さわやかクラブ	東会館	毎週月曜日 10時～11時30分
9	ハッピーハンドハウス サロン	ハッピーハンドハウス 木ごころ	第2月曜日 14時～16時
10	東一丁目体操クラブ	東1丁目会館	第1・3木曜日 10時～12時
11	木ごころ倶楽部	ハッピーハンドハウス 木ごころ 近隣公園	
12	北町さくらサロン	北町会館(北1丁目3 区自治会館)	毎週木曜日 13時～15時
13	ひまわりウォーキング	幸手団地内中央公園 幸手団地集会所	毎週月・木・土曜日 (祝日除く) 9時30分～10時30分
14	東一桜GG会	東1丁目一時避難場所	毎週火・土曜日 9時30分～11時30分 (冬季:10時～12時)
15	栄ポールウォーキング サークル	幸手団地内広場 幸手団地集会所	第1・3火曜日 10時～12時
16	緑台テニスクラブ	ひがしテニスコート	第1・第3土・日曜日 9時～13時

No	団体名	開催場所	開催日時
17	中支部 G・G 友の会	幸手小学校	第4日曜日 9時～11時30分
18	SLTC	ひがしテニスコート	毎週土・日曜日 9時30分～17時(4～9月) 9時30分～16時(10～3月)

多世代を対象としたサロン（R6年度）

20	「スタジオ Rich@」 大喜利サロン	東2丁目集会所	第1木曜日 9時30分～11時30分
----	------------------------	---------	-----------------------

子育て中の方を対象としたサロン（R6年度）

No	団体名	開催場所	開催日時
1	子育てサロンくるり	ウェルス幸手	2カ月に1回 10時～12時

障がいのある方を対象としたサロン（R6年度）

No	団体名	開催場所	開催日時
1	なごみの会 (*聴覚)	コミュニティセンター	第2・4火曜日(8月全て、 12月第4、1月第2を除く) 13時～16時

(2) 有償家事援助サービス事業（桜ふれあいサービス）

地域で安心して暮らせるように、市民の皆さんの参加と協力で行われる有償の家事援助サービスです。

対象となる方・・・<利用会員（サービスを利用する方）>

幸手市にお住まい（一部例外あり）の社会福祉協議会の会員で、次のいずれかに該当する世帯がご利用いただけます。

65歳以上で家事が困難な高齢者のみの世帯

ひとり親世帯（18歳未満の子のいる世帯）

就学前の乳幼児のいる世帯

65歳以上の高齢者と同居している世帯

障がいのある方がいる世帯

ケガや退院後の方がいる世帯

市内の病院に入院している方

その他、社会福祉協議会の会長が必要と認めた世帯

} これらの世帯に
該当し、援助が
必要と思われる
世帯

<協力会員（サービスを提供する方）>

幸手市にお住まいで、社会福祉及びこの事業を理解し、熱意をもってこの事業に協力してくださる方

サービス内容・・・掃除（日常使用している場所）、洗濯、食事の支度、買い物、話し相手

サービス時間・・・原則として、平日（月曜日～金曜日）午前8時30分から午後5時までの必要な曜日、時間帯

*原則として、上記時間外、土日祝日、年末年始（12月28日～1月6日）は対応できません。ただし、依頼があり、協力会員が対応可能な場合に限り、ご利用の相談ができます。

利用方法・・・①「会員加入申込書」に必要事項を記入し、提出をしていただきます。ただし、利用会員となる者が申請できない場合は、親族が代わりに申請することができます。

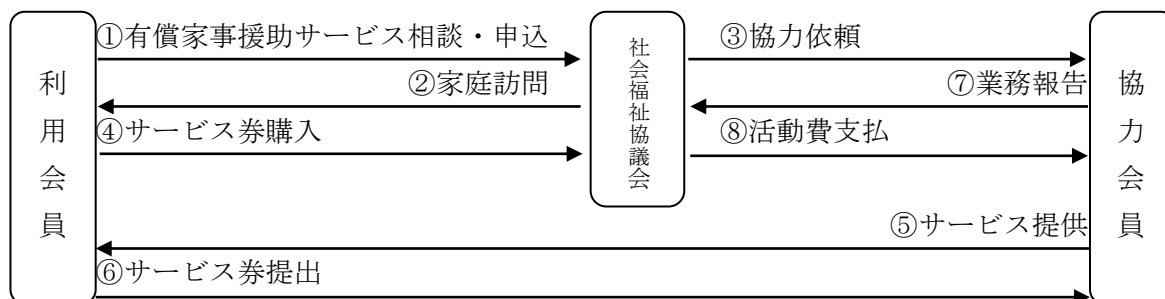
②社協において利用会員のご希望に沿う協力会員を探します。

③協力会員がみつかりましたら、一度関係者で顔合わせを行い、状況に応じてサービスの契約となります。

*ご希望に沿う協力会員が見つからないこともございます。

④協力会員には、活動する際に「協力会員証」を交付します。

詳しい利用の流れは、下記の図を参照してください。



費用・・・利用会員は、希望するサービス内容等により、下記の料金のサービス券を事前に購入していただきます。
サービス券の払戻は可能です。

	時間帯	利用料金 *
全サービス	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	1時間 1,050円
	土日祝日及び年末年始 上記時間帯以外の時間	1時間 1,100円

* これは、協力会員一人当たりの料金です。たとえば、家事と話し相手両方を希望される場合、協力会員は2人以上派遣することになりますので、利用料金は、協力会員の人数分加算されます。

お申し込み内容により、派遣する協力会員の人数は変わります。



(3) 福祉機器の貸出事業

車椅子、介護用ベッドを必要とされる方に貸出します。

対象となる方…社会福祉協議会の会員で、市内に住所を有し、在宅で利用を希望される方

- 内 容…車椅子は、通院や外出等にご利用いただけます。
社会福祉協議会窓口で申請いただくと、貸出いたします。
(事前に社会福祉協議会へご連絡いただくことができれば、車椅子のご予約をお受けします。なお、すぐに車椅子をご利用になる場合は、社会福祉協議会へ在庫の確認をお願いいたします。)
- 介護用ベッドは、寝たきりの方等を介護することが必要な場合にご利用いただけます。手動ベッドと電動ベッドがあります。
- *電動ベッドは、「要支援1・2、要介護1」の認定を受けている方又は介護保険外の方がお使いいただけます。
社会福祉協議会窓口で申請後、委託業者が1週間程度で直接ご自宅に搬入いたします。(年末年始を除く)
- *貸出期間はいずれも1カ月・3カ月・6カ月から選択し、その後も継続して使用される場合は、再度申請が必要となります。

- 費 用…車椅子 無料
- 手動ベッド 無料
搬出搬入費がかかります。(自己負担となります)
搬出搬入費 3,850円・6,050円
- 電動ベッド 月額 1,000円
搬出搬入費がかかります。(自己負担となります)
搬出搬入費 4,400円・6,050円
- *搬出搬入費は、直接、委託業者へお支払いください。
また、介護ベッドの在庫機種により、搬出搬入費の金額が異なりますので、ご了承ください。



(4) 車椅子同乗車両貸出事業

車椅子を使用しなければ外出が困難な（重度の歩行機能障がいがある、寝たきり等）在宅の方に、車椅子のまま乗降できる軽自動車を貸出します。

対象となる方・・・社会福祉協議会の会員で、市内に住所を有し、車椅子を使用しなければ外出が困難な在宅の方、または介護をされている方

内 容・・・病院等への通院や入退院、福祉施設、公共機関等へ出向く際にご利用いただけます。
その他、社会福祉協議会の会長が認めた場合は、利用可能となることもあります。

利 用 方 法・・・①事前に、運転される方に「登録申請書」と「誓約書」の記入をしていただくと、「利用登録証」を発行いたします。

②利用の申込は、乗車の3日前までに（休日を含まず）「利用申請書」を記入し提出していただきます。

貸出期間は、原則1回につき3日以内です。

年末年始（12月28日～1月3日）などの長期の休日が続く場合は貸出しできません。

利用時間は、午前9時から午後5時までです。

③利用の承認を受け、「利用登録証」を携帯し、「運行記録簿」と車の鍵を社会福祉協議会事務局で受け取り、ご利用ください。

④利用後は、社会福祉協議会事務局に「運行記録簿」の提出と燃料代の支払い、鍵の返却をしていただきます。

□事前に、車両の空き状況を電話で確認することができます。

□「利用登録証」の有効期限は、4月1日から3月31日までの1年間となりますので、その後も継続して利用される場合は、年度ごとに登録の手続きが必要となります。

□車両保険に加入しておりますが、損害保険契約により支払われる金額を超える損害については、利用者及び運転者の負担となります。

費 用・・・利用に係る燃料代を負担していただきます。(10kmごとに200円)

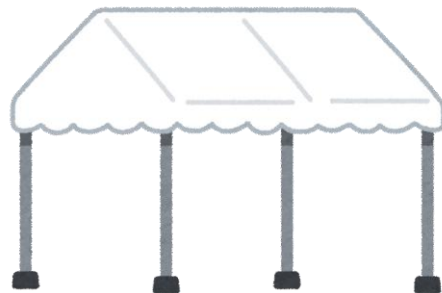
(5) テントの貸出事業

テントを必要とされる方に貸出します。

対象となる方・・・社会福祉協議会の会員で、市内の団体（町内会、福祉団体等）が希望される際に貸出します。

内 容・・・テントは、大（巾約3.6m×長さ約5.4m）2張、
小（巾約2.7m×長さ約3.6m）3張
日程が決まりましたら、ご予約ください。
借用する5日前までに、テント借用願を提出いただきます。
貸出期間は、原則10日以内です。

費 用・・・無料



4 高齢者・障がい者福祉対策

(1) 敬老事業

共催：幸手市

多年にわたって社会に貢献してきた高齢者の方への感謝と長寿のお祝いをするとともに「元気で100歳」を目指した活動を推進します。

対象となる方・・・75歳以上

(敬老の日以前に対象年齢を迎え、市内に住所を有する方)

内 容・・・詳細は決まりしだい広報紙等でお知らせします

(2) 金婚祝品の贈呈

結婚50年を迎えたご夫婦へ記念品を贈呈します。

対象となる方・・・社会福祉協議会の会員で、申請時において婚姻届出をした日から50年以上になるご夫婦

内 容・・・心ばかりの祝品とお祝状をお贈りいたします。

費 用・・・無料

但し、婚姻年月日がわかる証明書類（戸籍謄本または夫婦どちらかの戸籍抄本）が必要です。その際に掛かる費用は自己負担となります。



(3) ふれあいバスの旅事業

市内にお住まいのひとり暮らしの高齢者の方に対し、親睦と交流を図ることを目的に、日帰り旅行を企画します。

対象となる方…幸手市社会福祉協議会の会員で、65歳以上のひとり暮らしの方

内 容…年に1回、日帰りバス旅行
昼食、買物、入浴等を楽しんでいただき、親睦を深めていただきます。

実施時期…6月（概ね1ヶ月前より募集）

費用…5,000円



(4) グラウンド・ゴルフ プラチナ大会 共催：幸手市・幸手市教育委員会

健康づくりや参加者同士の親睦を図ることを目的に、敬老のイベントとして地域の高齢者の方を対象にグラウンド・ゴルフプラチナ大会を開催します。

（協力：幸手市グラウンド・ゴルフ協会）

対象となる方…75歳以上の方

内 容…年に1回開催
安心して参加していただけるよう、短いコースで実施します。

実施時期…10月頃

費用…無料



(5) 配食サービス事業

ひとり暮らしの高齢者の方や、障がいのある方等で外出や調理をすることが困難な方に、ボランティアの手作り弁当を月2回お届けします。

対象となる方…次のいずれかに該当し、外出や調理をすることが困難な方

- 70歳以上のひとり暮らしの方
- 70歳以上の高齢者のみの世帯でどちらかが虚弱な方
- 障がい者のみの世帯の方

内 容…月2回 第2・第4木曜日に、ボランティアがご自宅へお弁当をお届けします。

* 8月、12月の第4木曜日、1月の第2木曜日は除く
(祝日等が重なった場合は、週を変更します)

費 用…無料

(6) 安心カード配付事業

ひとり暮らしの高齢者の方等の急病又は事故等の緊急時において、迅速に連絡できるよう、「連絡用カード(安心カード)」を配付し、日常生活上の安全確保を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援するものです。

対象となる方…次のいずれかに該当する方

- 65歳以上のひとり暮らしの方
- 65歳以上の高齢者のみの世帯でどちらかが虚弱な方
- その他、社会福祉協議会の会長が認めた場合

内 容…A4サイズの自宅用と免許証サイズの携帯用のカードがあります。自宅用は、1世帯に1枚配付します。必要事項を記載していただき、分かりやすい場所に保管していただくものです。

携帯用は、1人1枚配付します。必要事項を記載していただき、外出時に携帯できるものです。

費 用…無料

(7) 傾聴ボランティア訪問事業

共催：幸手傾聴ボランティア・ピース

不安や寂しさを抱え、話し相手が欲しいと思っている高齢者の気持ちに寄り添い、お話を聴かせていただくトレーニング（講座・実習等）を積んだボランティアが訪問します。お相手の話を丸ごと受け止めて聴かせていただくことにより、その方の心が穏やかに元気になるよう、お手伝いします。

対象となる方・・・市内の高齢者

内 容・・・月に1回から2回程度訪問し、1時間程度お話しをお聴きします。

費 用・・・無料

(8) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

物忘れのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方等に対して、地域で安心して日常生活を送ることができるように定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や暮らしに必要なお手伝いします。

対象となる方・・・認知症高齢者や知的障がい・精神障がい等のある方で、日常生活上一人で判断できず、生活に不安がある方

*在宅に限らず、市内の病院に入院している方や施設入所者も対象となります。また、ご本人の利用希望の意思や契約が可能かどうかを確認させていただきます。

サービス内容・・・

□基本事業

①福祉サービス利用援助

- ・定期的な訪問（相談・見守り）
- ・福祉サービスについての情報提供・相談
- ・福祉サービス利用申し込み、契約の代行及び代理
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

□選択事業（①の基本事業に加えて、②から④の内容を選択できます。）

②日常の手続き援助

- ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供・相談
- ・住民票の届出に関する手続きなど

③日常的金銭管理

- ・福祉サービス利用料を支払う手続き
- ・生活費のお届け
- ・税金や社会保険料、公共料金の支払い
- ・医療費の支払い
- ・年金、福祉手当の受領
- ・日用品の代金の支払い

*ご希望により日常的金銭管理に使用する通帳をお預かりすることもできます。

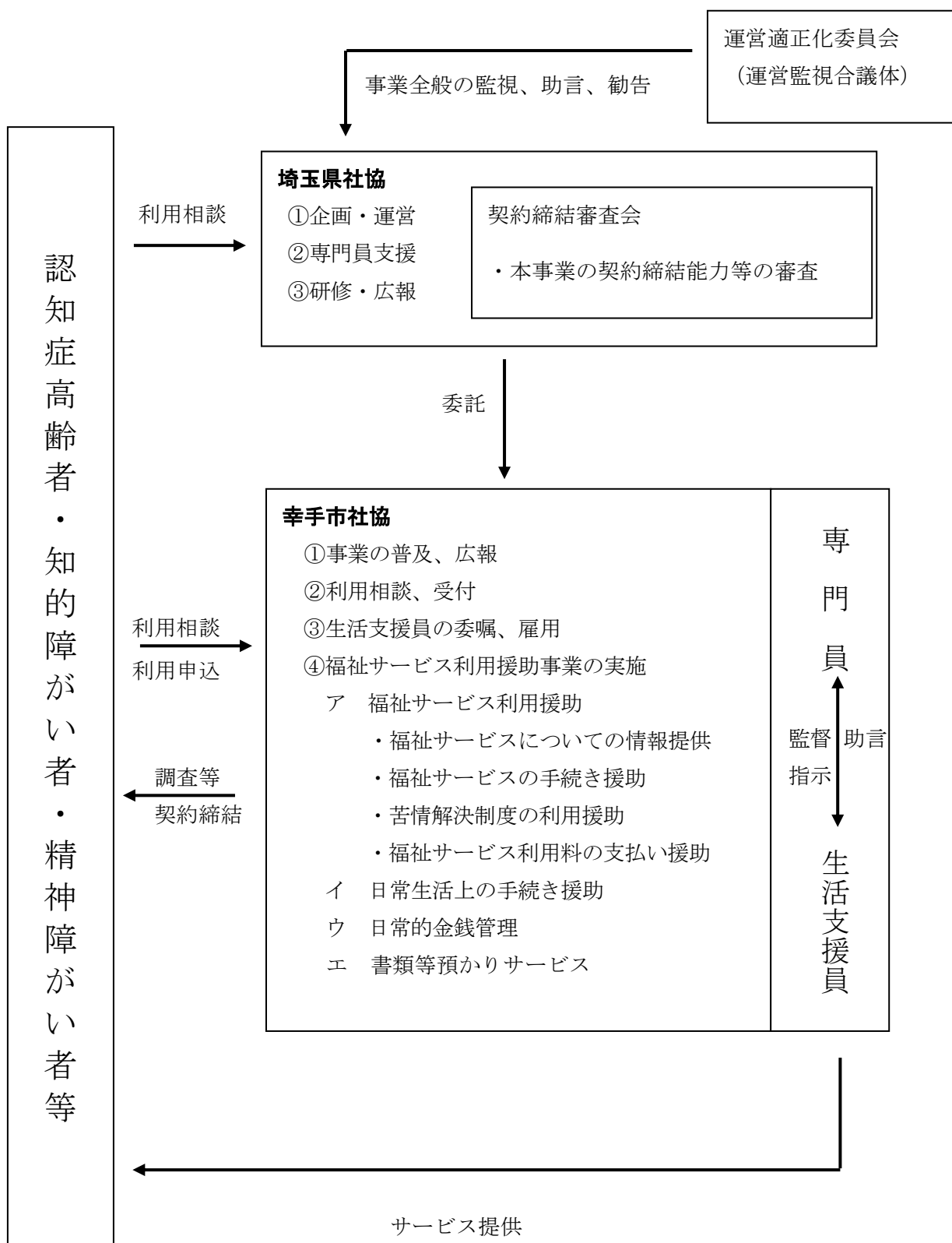
④書類等預かりサービス

- ・証書類（年金証書等）
- ・預貯金の通帳（1,000万円まで）
- ・不動産の権利証又は契約書
- ・実印や銀行印

*お預かりした書類は、金融機関の貸し金庫で保管します。

*書画、骨董品、貴金属、株券、現金のお預かりはできません。

福祉サービス利用援助事業のしくみ



費用…契約するまでのご相談や支援計画の作成は無料です。契約後の生活支援員によるお手伝い（援助）には、次の料金がかかります。

援助内容	料金
生活支援員によるお手伝い（援助）	●同行、代行による支援（通帳預かり無）
①福祉サービス利用援助	・基本料 400円（1回）
②日常生活上の手続き援助	・時間利用料 800円（1時間まで）
③日常的金銭管理	●代理および同行、代行による支援（通帳預かり有）
*時間利用料は1時間以降、30分ごとに400円ずつ加算	・基本料 800円（1回）
	・時間利用料 800円（1時間まで）
④書類等預かりサービス	●基本料 2,000円（1年間）
	●利用料 500円（1ヶ月）

*基本料（内容により400円および800円）、書類等預かりサービス基本料（2,000円）について助成を行い、利用料の減免を実施しています。

*生活保護世帯の利用料金は、いただきません。

*生活支援員宅から利用者宅への往復の交通費は、利用料金に含まれますが、ご本人宅から金融機関等へ出向いた際にかかった交通費などの実費は、別途ご負担いただきます。

（9）ふれあい電話サービス事業

共催：幸手ふれあい電話の会

不安や寂しさを抱え、話し相手が欲しいと思っている70歳以上のひとり暮らしの方と、電話を通して交流し、安否確認を含め、その方の心が穏やかに元気になるよう、お手伝いします。

お話しいただいた内容は決して口外いたしません。

対象となる方…市内にお住まいの70歳以上のひとり暮らしの方

内容…第2・第4月曜日か水曜日の午前中に、お電話いたします。

費用…無料

(10) 音訳朗読・点訳サービス事業

共催：(音訳朗読サービス) 朗読V G 幸手
(点訳サービス) 点字あゆみの会

広報等を複製した音訳朗読CD及び点字印刷物を配付することにより、視覚障がいのある方が、社会生活上必要な地域の情報を取得できるように支援します。

対象となる方…市内にお住まいの視覚障がいの方

内 容…広報等を複製した音訳朗読CDや点字印刷物の送付
*対面朗読や希望図書の録音・点訳もします。

費 用…無料

(11) 介護者慰労事業

障がいのある方をご家庭で介護されている方の慰労と親睦を図ることを目的に食事会を実施するものです。

対象となる方…社会福祉協議会の会員で、令和7年6月1日現在、在宅介護者
手 当を受給されている方で希望する方

実 施 時 期…令和7年9月

費 用…無料

5 青少年・児童福祉対策

(1) 赤ちゃん用品券配付事業

こどもを出産してから満1歳を迎えるまでの世帯に対し、赤ちゃん用品券を配付し、出産を祝い又世帯の経済的支援を図ることを目的としています。

対象となる方・・・社会福祉協議会の会員で、市内に住所を有し、こどもを出産してから満1歳を迎えるまでの世帯

内 容・・・赤ちゃん用品券2,000円分を指定された事業者（店舗）に持参し、指定された期間内に、赤ちゃんに必要な物品を購入することができるものです。

申請および配付・・・社会福祉協議会の窓口において配付します。
(申請の際は、母子健康手帳が必要となります)

使用できる店舗

	店 名	住 所
1	(株)ベルク 幸手北店	北2丁目 (国道4号線沿い・幸手北モール内)
2	(株)セキ薬品 幸手店	東2丁目 (幸手さくら通り沿い)
3	(株)セキ薬品 幸手上高野店	上高野 (国道4号線沿い埼玉トヨペット隣)
4	(株)遠藤薬局 本店	北1丁目 (御成街道荒宿交差点)
5	クスのエントー 幸手団地店	栄3街区 (幸手団地・栄商店街内)

費 用・・・無料



(2) 福祉協力校の推進

小・中学校の児童・生徒に実践実習を基礎とした体験の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高め、また、社会奉仕、社会連帯への精神を養うとともに、地域社会との関連を深めることを目的としています。

対 象…市内全ての小・中学校

内 容…各学校は、当該年度福祉活動を実施する。
それに伴い活動に要する経費（助成金3万円）を申請し、事業終了後に事業報告書を提出する。

(3) 小・中学生ボランティア活動作品募集

ボランティア活動に関する標語を募集することにより、小・中学生の福祉への理解と関心を高めるとともに、作品を通じて地域社会への福祉啓発を図ることを目的としています。

対 象… 市内在住または在学の小学生（4年生以上）と中学生（1・2年生）

内 容… (1)募集作品 *標語について、一人1点を限度
標語（応募用紙に黒のサインペンで縦書き）
(2)募集期間
令和7年7月22日～8月31日
(3)選考方法及び入選結果
本会（選考会）で審査を行い、標語の中から最優秀賞、優秀賞を選考します。入選結果は、12月1日発行予定の「社協さつて市」に掲載します。
入選者には、賞状と図書カードを贈呈します。また、入選作品はボランティア活動の推進、啓発のために広報資材として活用します。

6 生活福祉資金の貸付（埼玉県社会福祉協議会受託事業）

(1) 総合支援資金の貸付（埼玉県社会福祉協議会受託事業）

失業等一時的に生活に困り、生活の立て直しのための継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）や生活費を必要とする方に対して、貸付けを行うものです。

対象となる方・・・自立が見込まれる世帯で、次のすべての条件に該当する方

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②借入申込者の本人確認が可能であること
- ③現に住居を有していること又は住宅確保給付金事業における住宅確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ④社会福祉協議会及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑤社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑥失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

(a) 生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用

- 貸付限度額 月額20万円以内（単身世帯は15万円以内）
- 貸付期間 原則3カ月（場合により3カ月ごと3回まで延長可）
- 貸付の利率 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は据置期間経過後、年1.5%
- 連帯保証人 原則として1名
- 貸付の償還 貸付期間終了後6カ月以内を据置期間（無利子）とします。
据置期間経過後、10年以内でご返済いただきます。
*償還期間については、窓口でご相談させていただき、借入額に応じ決定いたします。

(b) 住宅入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

*原則として、当該不動産賃貸契約の相手口座への送金となります

- 貸付限度額 40万円以内
- 貸付の利率 連帯保証人及び貸付の償還については、生活支援費と同様の取り扱いとなります。ただし、生活支援費とあわせて貸付を受けた場合の据置期間は、生活支援費の貸付期間終了後となります。

(c) 一時生活再建費

生活費で賄うことが困難で生活を再建するために一時的に必要な費用

- 貸付限度額 60万円以内
- 貸付の利率、連帯保証人及び貸付の償還については、生活支援費と同様の取り扱いとなります。ただし、生活支援費とあわせて貸付けを受けた場合の据置期間は、生活支援費の貸付期間終了後となります。

(2) 福祉資金の貸付（埼玉県社会福祉協議会受託事業）

低所得世帯又は障がい者世帯、高齢者世帯であって、次に掲げる用途を目的としている方に対して貸付けを行うものです。

(a) 福祉費

日常生活を送る上で、又は生活を自立させる上で一時的に必要なと見込まれる費用（生業費、技能習得費、住宅増改築・補修、障害者用自動車購入、医療費など）

- 貸付限度額 580万円以内（限度額は、用途によって異なる）
- 貸付の利率 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は据置期間経過後、年1.5%
- 連帯保証人 原則として1名
- 貸付の償還 貸付期間終了後6カ月以内を据置期間（無利子）とします。
据置期間経過後、20年以内でご返済いただきます。
*償還期間は、用途によって異なります。

(b) 緊急小口資金

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難であると認められる費用少額の費用

- ①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- ②年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- ③火災等被災によって生活費が必要なとき
- ④公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ⑤その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき

- 貸付限度額 10万円以内
- 貸付の利率 無利子
- 連帯保証人 不要
- 貸付の償還 貸付期間終了後2カ月以内を据置期間（無利子）とします。
据置期間経過後、12カ月以内でご返済いただきます（毎月の償還額が5,000円以上になるように設定）。

(3) 教育支援資金の貸付（埼玉県社会福祉協議会受託事業）

低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校、短期大学（専修学校の専門課程を含む）に就学するのに必要な費用に対して貸付けを行うものです。

(a) 教育支援費

- 貸付限度額 月額3.5～6.5万円以内（限度額は、種類によって異なる）
- 貸付の利率 無利子
- 連帯保証人 世帯内で連帯借受人が必要な場合があります。
- 貸付の償還 卒業後6カ月以内を据置期間とします。
据置期間経過後、20年以内でご返済いただきます。

(b) 就学支度費

- 貸付限度額 50万円以内
- 貸付の利率 無利子
- 連帯保証人 世帯内で連帯借受人が必要な場合があります。
- 貸付の償還 卒業後6カ月以内を据置期間とします。
据置期間経過後、20年以内でご返済いただきます。

(4) 不動産担保型生活資金の貸付（埼玉県社会福祉協議会受託事業）

(a) 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費の貸付けを行うものです。対象となる方…次のいずれにも該当する世帯が貸付けを受けられます。

- ① ご本人に、配偶者やご本人又は配偶者の親以外の同居人がいないこと
- ② ご本人を含む世帯の構成員が原則として65歳以上であること
- ③ ご本人を含む世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること

不動産についての条件等

- ① ご本人が単独で所有している居住用不動産であること（配偶者と共有でも可能な場合があります）
- ② 土地の概算評価額が1,500万円程度以上であること
- ③ 不動産に利用権や抵当権等の担保権が設定されていないこと
- ④ 本件不動産に第1順位の根抵当権設定及び所有権移転請求権保全のための仮登記を行うことができること
- ⑤ マンションは対象外

連帯保証人…推定相続人の中から1名

貸付限度額…土地の評価額の7割程度

貸付額…月額30万円以内（3月ごとに交付）

貸付期間…貸付元利金が貸付限度額に達するまで

貸付利子…年3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方で、毎年4月1日に埼玉県社会福祉協議会会長が定めます。

償還期限…契約の終了後3カ月以内を据置期間とした場合、据置期間終了時

(b) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保とした生活費として貸付けを行うものです。

対象となる方…次のいずれにも該当する世帯が貸付けを受けられます。

- ① ご本人及び配偶者が原則として65歳以上であること
- ② ご本人を含む世帯が、本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関が認めた世帯であること

不動産についての条件等

- ① ご本人が単独で概ね500万円以上の資産価値の居住用不動産を所有していること（配偶者と共有でも可能な場合があります）
- ② 不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと

貸付限度額…居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割）

貸付額…当該世帯の貸付基本月額の内
（生活保護費に基づき算出します。）

貸付期間…貸付元利金が貸付限度額に達するまで

貸付利子…年3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方で、毎年4月1日に埼玉県社会福祉協議会会長が定めます。

償還期限…契約終了後3カ月以内を据置期間とした場合、据置期間終了時

(5) 埼玉県障害者福祉資金の貸付

① 新規施設開設費

対象となる方…心身障害者地域デイケア（利用定員が10人未満のものに限る）、共同生活援助、生活介護、児童デイサービス、地域活動支援センター、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の各事業の実施者

対象経費…施設の開設に伴う建造物の購入、新築、増・改築、改造及び備品購入に要する経費

貸付限度額…800万円

連帯保証人…原則として別世帯であって、県内に居住の方 2名

貸付利子…年2.5%

償還期限…貸付期間終了後1年以内を据置期間（無利子）とします。
据置期間経過後、10年以内でご返済いただきます。

償還方法…月賦、又は半年賦、年賦償還

② 既存施設開設費

対象となる方…生活ホーム、心身障害者地域デイケア、共同生活援助、共同生活介護、生活介護、児童デイサービス、地域活動支援センター、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の各事業の実施者

対象経費…既存施設の増・改築、改造及び備品購入に要する経費

貸付限度額…200万円

連帯保証人…原則として別世帯であって、県内に居住の方 2名（1名でも可）

貸付利子…年2.5%

償還期限…貸付期間終了後1年以内を据置期間（無利子）とします。
据置期間経過後、10年以内でご返済いただきます。

償還方法…月賦、又は半年賦、年賦償還

7 生活困窮者の支援

(1) 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

① 自立相談支援

生活にお困りの方が生活保護に陥らず、早い段階で自立した生活に戻れるように、相談支援員が無料で相談を受け、相談者の抱える様々な問題に対して適切な支援へ繋がります。

(例) 収入が不安定で、生活が不安

仕事がしたいけど、なかなか決まらない

家賃を滞納していて、アパートの退去を求められるかもしれない

ひきこもっている家族の今後の生活が心配

どこに相談すればいいのかわからない など

希望される方には、ニーズに合わせたプランを作成し、継続した支援を行います。

② 住宅確保給付金

離職・廃業後2年以内の方又は個人の責に帰すべき理由によらない休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況にある方で、住居を喪失又は喪失する恐れのある場合に、就職に向けた活動等行うことを条件に一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給するものです。

※世帯収入、資産要件あり

(2) 彩の国あんしんセーフティネット事業

① 相談支援・経済的支援

埼玉県内の社会福祉法人が協働して、生活に困っている方の支援を行います。社会福祉協議会では、「社会福祉法人 幸和会」「社会福祉法人 平野の里」「社会福祉法人 和幸会」と連携して生活に困っている方に対する相談支援・経済的援助を行います。

訪問相談

行って、見て、聞いて、状況を把握します。



制度検討

適用できる既存制度がないか検討します。



**相談支援・
経済的援助**

同行支援をして、問題解決に努めます。
緊急を要する場合には、10万円を上限として経済的援助を行います。



見守り

自立した生活に向け、継続的な見守りを行います。

※彩の国あんしんセーフティネット事業の運営に必要な資金は、本事業の趣旨に賛同した社会福祉法人自らが費用を負担して、基金を設置しています。

② 就労支援

働く自信がないなどの不安を抱えている相談者に対し、就労支援を実施している社会福祉法人へお繋ぎします。その後、施設での面談を行い、現場の見学やボランティア、短期間の就労体験を通して働くことに対する意欲や自信をもてるよう支援を行います。

③ 衣類バンク

こどもの衣服を必要としている世帯に対し、衣服や靴、食事用エプロン等の提供を行っており、原則、新品・未使用品同等のものをお渡ししています。

(3) 幸手市福祉資金の貸付

一時的な生活困窮者に対して、生活費のつなぎとして貸付けを行うものです。

対象となる世帯…幸手市に住所を有し、以下の要件に該当する低所得世帯

- ①臨時の出費のため ②一時的な収入欠如のため

貸付限度額…1世帯につき3万円以内

*特に必要と認めた場合は、4万円まで

連帯保証人等…3万円を超える借入申込みには、別世帯で債務を保証し得る資力があると認められる者1名を立てる。

*借受人又は借入申込者は、他の借受人又は借入申込者の連帯保証人となることはできません。

償還期限…貸付けの日から1年以内

*貸付けた日から2カ月以内の償還据置期間を設けることができます。

貸付利子…無利子

*償還期限までに返済がなされない場合には、残りの元金に対して延滞利子が発生する場合があります。

返済方法…月賦、又は半年賦・年賦返済

(4) 行旅人旅費の貸付

行旅人であって所持金がなく、旅費等に困窮している方に対して、法外援護費の貸付けを行うものです。

対象となる方…生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けられない生活困窮にある行旅人

貸付額…300円以内

(5) 歳末たすけあい配分金事業

埼玉県共同募金会から歳末たすけあい募金の配分を受け、次の事業を実施しています。対象となる方には、10月に申請書を提出していただきます。歳末たすけあい配分委員会において、対象者の選考等を行い、該当となられた方に12月に慰問金等をお贈りします。

歳末慰問事業

…市内在住で世帯全員に住民税が課税されていない方に慰問金をお贈りします（生活保護世帯は除きます）。

なお、基準を満たした場合でも世帯収入が配分委員会で定められた最低生活費以上ある世帯は、対象となりません。

歳末福祉事業

…上記の対象世帯のうち、下記に該当する世帯にそれぞれ慰問品をお贈りします（生活保護世帯は除きます）。

- ① 18歳以下の子がいるひとり親世帯及び里親・里子世帯の方へ、慰問品として図書カードをお贈りします。
- ② 小学校・中学校・高等学校入学を迎える子がいるひとり親世帯及び里親・里子世帯の方へ慰問品として、入学祝金をお贈りします。
- ③ 高齢者のみの世帯（65歳以上の高齢者）の方へ大掃除サービス（網戸・窓ガラス等の掃除等）を行います。

8 心配ごと相談所事業

日常生活の中での悩みや心配ごとなどに応じ、一日でも早い解決を図ることを目的としています。

利用できる方・・・市内在住または在勤されている方

内 容・・・相談員3名が、生活上の悩みごと、困りごとの解決に取り組むため、相談に応じています。

開 催 日 時・・・毎月第2・第4木曜日（国民の祝日、年末年始を除く）
午後1時から午後4時まで

場 所・・・社会福祉協議会

費 用・・・無料



9 団体への助成事業

地域福祉の増進を図るため、社会福祉関係団体（者）に対し、福祉活動助成金を交付しています。

対象となる団体（者）・・・社会福祉協議会の実施する事業活動の協力及び自主的な社会福祉事業活動を実施する団体（者）

内 容・・・・・・・・福祉活動助成金交付申請書を提出していただき、実施する事業活動の規模、態様等を勘案して、助成金の交付決定を行います。

なお、交付決定を受けた団体（者）は、事業終了2箇月以内に福祉活動助成金精算報告書を提出していただきます。

11 ボランティア・市民活動センター事業

ボランティア・市民活動センターってご存知ですか？

ボランティア・市民活動センターは、さまざまな分野のボランティア、NPO、地域活動、コミュニティビジネス実践者や企業の社会貢献活動などと連携し、地域の福祉力を高める活動を推進します。

主な業務は、ボランティア相談業務です。ボランティアをしたい人とボランティアを必要としている人を“つなげる”（ボランティアコーディネート）ことです。また、ボランティア体験イベントや講習会などを開催し、ボランティアの育成、ボランティア同士の仲間作りのための機会や勉強の場を提供しています。

ボランティアって？

“電車の中で高齢者・障がい者や、妊婦さんなどに席を譲る” ちょボラから“大規模な震災や風水害で被災を受けた被災地での救援活動”まで全てボランティアです。ともに豊かに人間らしく生きていくために、まずは身近なところからできることから、すすんでボランティアしてみませんか。

ボランティア 4つの重要ポイント

- 1 自主性・自発性 ⇒ 誰かに強制されたり義務としてではなく、自らすすんで行う活動です。
- 2 社会性・連帯性 ⇒ 一人ひとりを尊重しながら生活や社会を一緒に考え、誰もがいきいきと生活できるよう支え合いを学ぶ活動です。
- 3 無償性・無給性 ⇒ お金や物などを求めない活動で、お互い様という対等な関係で行われる活動です。
- 4 先駆性・開拓性 ⇒ 私たちの生活の中の様々な課題を自分たちで考え、解決するためにできることから実践したり、社会へ発信していく活動です。

ボランティア・市民活動センターの仕事

(1) ボランティア講習会の開催

ボランティアの育成を図るため各種講習会を開催しています。

- ①手話講習会（入門課程）… 初めて手話を習う方向けの講座。手話は聴覚に障がいのある方の言葉です。自分の名前や挨拶、簡単な会話が表現できるよう学習します。
週1回2時間 全24回

②車椅子・アイマスク体験ボランティア養成講座

… 足の不自由な方や視覚に障がいのある方のガイド方法を学ぶための講座です。

③音訳朗読講習会（初級）… 広報紙等の音訳や対面朗読に必要な技術の習得・向上を図り、音訳朗読ボランティアを育成します。
週1回2時間 全6回

（2） 彩の国ボランティア体験事業

ボランティア活動に興味や関心がありながら、なかなかボランティアできなかった方に、夏休みなどを利用して様々なボランティア活動を体験してもらうことを目的としています。

対象となる方…ボランティア活動の体験を希望する方

内 容 … ○保育所（園）や児童館、学童保育室での保育体験
（R6年度） ○子育て支援やお年寄りとふれあい体験等、地域で活動している
ボランティア・市民活動団体の活動体験
○障害福祉サービス事業所体験
○ベルマークの整理、車椅子及びアイマスク・ガイド体験
○手話、点字体験 など

期 間 … 7月～8月

*内容により日程が異なります。

幸手市社会福祉協議会窓口において、7月から参加申込みを受付けます。なお、高校生以下の方は、保護者の同意（署名）が必要となります。

（3） 福祉教育

私たちの住む地域には、こどもや高齢者、障がいのある人、外国人、妊娠している方、子育て中の人など、様々な人が暮らしています。福祉教育とは、こうした人たちがともに地域で幸福に暮らしていくためにはどうしたらよいかということ、福祉・ボランティア体験や交流などを通じて学び、理解を深めていくことを目的とした教育です。

福祉教育に関する指導者の紹介や体験用の福祉機器の貸出などの事業をしています。

（4） ボランティア保険

ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険の加入手続きを行います。

（5） ボランティア相談所の開設

「ボランティアをする人、できる人」の登録や、「ボランティアを必要としている人」

の相談をお受けしています。

開催日時…毎週月曜日～金曜日（国民の祝日、年末年始を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

場所…幸手市ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会事務局）

（6） 災害ボランティア登録制度

災害発生時に幸手市災害ボランティアセンターを設置した際、迅速かつ効果的に救援活動を行えるように、災害ボランティア登録制度を設け、災害ボランティアセンター運営訓練や研修等を実施し、災害ボランティアの育成を図ります。

（7） 災害ボランティアセンター運営訓練の実施

大規模災害発生に備え、幸手市防災訓練と協調し、災害ボランティアセンター運営訓練を実施します。

（8） 地震や風水害等大規模災害発生時の支援体制

① 避難所の運営

避難者の受入れのために市内に避難所が設置された時は、ボランティア団体や個人ボランティアと協力して炊き出しや救援物資の受入れなどの避難所運営にあたります。

② 被災地への支援

「埼玉県社会福祉協議会及び幸手市社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定書」に基づき、被災地への支援を行います。

「支援内容」

- ・ 職員の派遣
- ・ 支援に必要な情報提供、必要な物資の募集や斡旋
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ その他、幸手市社会福祉協議会が必要とする支援

(9) 社会福祉協議会に登録しているボランティア団体・個人

団体の名称	定例活動日 場 所	活 動 の 内 容
人形劇クラブ 幸手エイト	毎週木曜日 9:00～11:00 中央公民館	・劇で使う人形・舞台・台本等を手作りし、人形劇、紙芝居、影絵など福祉施設等で公演します。
朗読VG幸手	毎月第3水曜日 13:30～ ウェルス幸手	・広報紙等を録音し、視覚障がい者に配付する他、対面朗読と希望図書の録音もしています。
点字あゆみの会	毎月第2・4金曜日 13:30～ 15:30 ウェルス幸手	・「健康・環境カレンダー」や広報紙等を点訳し、視覚障がい者に配付する他、年1回、利用者との交流会を実施。 その他、小中学校での福祉体験学習の指導協力。 *希望があればご相談に応じます。
サークル青空	年7回程度 活動日：主に土曜日	・ボランティアとともに、障がい児・者の余暇活動を充実させる会。
幸手ふれあい電話の会	毎月第2・4 月曜日・水曜日 10:00～12:00 ウェルス幸手	・70歳以上のおひとり暮らしの方と電話を通しての交流。
フラ ハイビス	月3回 14:00～ 太田集会所（久喜市）	・病院、障がい者施設などを訪問し、フラダンスを通じて家族的なボランティアを行っています。 ・幸手市の施設の他、近隣市町の施設にも訪問しています。
ソーラン踊り さって乱	毎週火・木曜日 夏) 20:00～21:30 冬) 19:30～21:00 八代小学校	・施設等を訪問し、ソーラン踊りを踊ります。 ・地域のお祭り、地域以外でも要望があれば、色々なイベントにも参加します。
ボランティアグループ ・幸手おもちゃの病院	毎月第4土曜日 13:00～16:00 幸手市立児童館 ※受付は15:30まで	・定期的におもちゃ病院を開設する他、要請に応じ、可能な限りおもちゃ病院を開設。また、子育て支援や工作等のイベントに参加・協力。

団体の名称	定例活動日 場 所	活 動 の 内 容
フラ・プアプア	月 3 回 9:30～11:00 中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、障がい者施設などを訪問し、フラダンスを通じて家族的なボランティアを行っています。 ・幸手市の施設の他、近隣市町の施設にも訪問しています。
さって市民環境ネット	【定例会】 毎月 1 回 16:00～ 中央公民館 【腐葉土と野菜作り】 毎月第 3 日曜日 東 3 丁目 他 他、多様な活動を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・腐葉土と野菜づくり、中川探検ウォークなどのイベントの企画・開催 ・エコライフ DAY (県の地域温暖化防止推進運動) の実施 ・健康福祉まつり、子育て応援まつりでの展示 ・環境講座 (一般・小中学校) の開催 ・エコニュースさっての発行 (市民向) や環境ナビ (市の HP) の編集
幸手婦人会	幸手婦人会内各部により活動日・場所は異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした婦人会として地域活動及びボランティア活動に参加・協力 ・音楽を通じて仲間づくりを行うと共に施設などに訪問させていただきます。
幸手傾聴ボランティア・ピース	【定例会】 毎月第 3 月曜日 13:30～ 【施設での傾聴活動】 月 1～2 回 6 施設で活動 【個人宅訪問活動】 月 1 回～2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・「傾聴ボランティア養成講座」を終了した者が、不安や寂しさを抱え、話し相手が欲しいと思っている高齢者の気持ちに寄り添いながらお話を聴く活動。
幸手宿観光ガイドの会	【定例会・勉強会】 毎月第 1 木曜日 中央公民館 【街あるき】 月 1 回 幸手市内 夏季は映像で街あるき	幸手市の回遊型観光を図るため、宿場町を始めとするまちなかの歴史、文化、産業、及び自然等を中心としたガイド活動を行います。

団体の名称	定例活動日 場 所	活 動 の 内 容
香日向ボランティア クラブ	【スクールガード】 月～金 長倉小 【タウンガード】 毎月第3土曜日 17:00～ 【青色防犯パトロール】 毎月第2・4土曜日 20:00～ 【清掃活動】 毎月第4日曜日 9:00～ その他、地域活性化の ための支援実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉奉仕活動（毎月1回の地区内清掃）。 ・ 地域の安心・安全（スクールガード・防犯パトロール、青パト・パトロール）。 ・ 高齢者への支援活動。 ・ 各種行事への参加や協力。 （健康福祉まつり、香日向こどもまつり）
「なでしこ」	【なでしこサロン】 毎月第3木曜日 10:30～ 11:30 図書館 【定例会】 毎月第3木曜日 活動後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援の「なでしこサロン」を未就学児と保護者を対象に毎月開催。 ・ 絵本の読み聞かせ・ママトーク・親子遊びなど。 <p style="text-align: center;">※YouTube 配信中</p>
ヴィエントス	毎週火曜日 14:00～17:00 西公民館等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皆さんに賑やかに楽しんでいただくことを目的に活動しています。 ・ ケーナやサンポーニャ等の楽器を使い、子どもから大人までどなたでも ・ 施設、病院を訪問し、こどもから大人までが楽しめる童謡や歌謡曲を演奏します。 ・ 南米音楽コンサートへも参加。
May's garden	定例会 フードパントリー 偶数月1回 子ども食堂 奇数月1回 市内を中心に県内全域 で活動	子育て応援フードパントリー（登録制無料食料配付会）の運営並びに多世代交流型子ども食堂の運営を通じ、生活困窮世帯、子育て世帯、高齢者世帯への支援や、地域の皆様への啓発活動などを行っています。

団体の名称	定例活動日 場 所	活 動 の 内 容
幸手市手話サークル 「ハッピーハンズ」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月第1・3水曜日 19:00～ 中央公民館 ・ 毎月第2・4水曜日 14:00～ 西公民館 ・ 毎週土曜日 10:00～ 中央公民館 ※第5週・祝日は休み	<p>手話の学習と活動を通じて、聴覚障がい者との相互理解を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話の勉強を通じて聴覚障がい者との情報交流 ・ 新年会、花見会、クリスマス会、研修旅行 ・ 市民まつりのフリーマーケットに参加 ・ 小中学校での手話体験のアシスタント
幸手子育て支援 ねっとわーく	毎月第4月曜日 10:00～12:00 ウェルス幸手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てを支援する団体・個人が集まり、情報交換や活動報告、子育て応援まつりに向けて実行委員会を開催。年1回、子育てねっとわーく通信を発行しています。※YouTube 配信中
助町環境整備組合	【クリーンクリーン作戦】 毎月9日 午前9時～ 助町地区内	<p>旧助町地域の住・事業環境整備良化を目的として設立・運営しており、町内全域の一斉清掃を行っています。</p>
和太鼓 楽	毎週日曜日 10:00～12:00 さかえ小学校 ハロールーム	<p>福祉施設等を訪問し、和太鼓の演奏をする他、地域の活性化に繋がることを目標に、地域のイベントに参加したり、小学校で児童に教えています。</p>
幸手地区 更生保護女性会	【定例会】 月1回（不定期） ウェルス幸手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の犯罪や非行をなくし、立ち直りの援助協力。毎年各地の施設へ訪問・激励しています。 ・ 毎年7月の「社会を明るくする運動」で市内や市民まつりでも啓発物の配布をしています。 ・ ご協力いただいた愛の募金の一部から小中学校へ本を寄贈しています。 ・ 子育て応援まつりへ参加しています。

団体の名称	定例活動日 場 所	活 動 の 内 容
幸手市国際交流協会 (日本語教室)	毎週火曜日 19:00～21:00 毎週土曜日 14:00～16:00 共に、中央公民館	日本語教室で、市内外在住の外国出身者の日本語学習を支援しています。その他、市民まつりで国際交流村や外国人の日本語文化体験イベントなども実施しています。
津軽一座 悦謡会	【三味線】 月3回 土曜日 10:00～17:00 会長宅 【民謡・唄】 月3回 水曜日 13:00～15:00 田宮自治会館 【手踊り】 月3回 月曜日 13:00～15:00 南公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・お声がかかればどこへでも訪問します。施設等へ訪問し、津軽三味線、民謡（唄）、津軽手踊りなどを公演します。 ・市内のお祭りや市外でも、依頼があれば色々なイベントに参加します。
光謡会	【三味線】 火・木曜日 会長宅 【民謡・唄】 日曜日 さざなみ会館	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等や小学校などに訪問し、三味線、尺八、民謡（唄）等を指導し、一緒に演奏します。 ・地域のイベントにも参加します。

個人ボランティア	定例活動日 場 所	活 動 の 内 容
個人ボランティア (福祉教育への教育)		小・中学校でのアイマスク・ガイド体験や車椅子体験の指導者や協力者が登録しています。
個人ボランティア (保育ボランティア)		講演会や講座などの間、未就学児等を別室でお預かりしています。
個人ボランティア (施設等を訪問)		<p>施設等を訪問し、演奏したり歌を歌ったり、本の朗読などをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オカリナ演奏 ・おやじバンド（ギター演奏と歌唱） ・好きな本などの朗読をする ・一人芝居 ・みー先生と不思議な世界（マジックや不思議な実験など） ・ハーモニカ演奏 ・フルート演奏 ・落語 ・笑いヨガ ・コーラス ・草笛 ・笑いヨガ <p>などの個人ボランティアが、登録しています。</p>

10 社会貢献活動

(1) ペットボトルキャップの回収

ペットボトルキャップ回収ボックスを設置し、回収業者を通じて世界の子ども達にワクチンとして活用されます。

設置場所・・・市役所1階・ウェルス幸手（館内2ヶ所）

(2) ベルマークの回収

ベルマーク回収箱を設置し、市内の小・中学校へ寄付します。

設置場所・・・市役所・ウェルス幸手・中央公民館



(3) 使用済み切手の回収

使用済み切手を回収し、社会福祉法人日本失明者協会 養護盲老人ホーム ひとみ園へお届けしています。

回収場所・・・ウェルス幸手（社会福祉協議会窓口）

(4) 不要入れ歯の回収

入れ歯に使用されている金属をリサイクルし、福祉活動に役立てます。
NPO 法人日本入れ歯リサイクル協会に協力して、下記の場所に不要入れ歯回収ボックスを設置しました。

不要入れ歯は、金属精製業者が回収後、資源に生まれ変わらせ、その益金の40%を本会の地域福祉活動推進のために役立てさせていただき、同じく40%を(財)日本ユニセフ協会に寄付します。

- 設置場所・・・ (1) 市役所1階 入口
 (2) ウェルス幸手1階 社会福祉協議会事務局前
 (3) 老人福祉センター
 (4) 西公民館1階



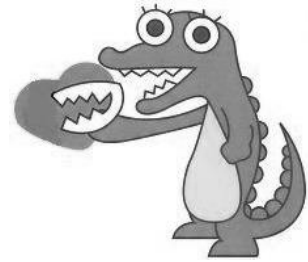
(1)



(2)



(3)・(4)



- 回収対象品・・・ ①金属の付いている入れ歯
 (歯にかけるバネ「クラスプ」が付いているもの)
 ②歯にかぶせた「クラウン」
 ③歯に詰めた「インレー」
 ④歯と歯をつないだ「ブリッジ」
 *金属の付いていない入れ歯は回収できません。

- 回収方法・・・①入れ歯の汚れを落とし、熱湯か入れ歯洗浄剤(除菌タイプ)で消毒をしてください。
 ②新聞広告等の厚手の紙で入れ歯を包み、ビニール袋に入れてください。
 ③回収ボックスに投入、または、封筒に入れて本会へ郵送してください。
 (送付先) 〒340-0152 幸手市大字天神島1030番地1
 幸手市社会福祉協議会 宛

(5) フードドライブ
共催：幸手市

各家庭で使いきれない未使用の食品を集め、市内のこども食堂活動団体などへ寄贈します。



1 2 幸手市障害者自立支援施設の運営

幸手市から「さくらの里」「なのはなの里」の2施設の指定管理を受託しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス（生活介護・就労継続支援B型）を提供します。

利用できる方（主たる対象者）

- ① 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第4条に規定する身体障害者)
- ② 知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者)

(1) 幸手市障害者自立支援施設さくらの里（幸手市千塚10番地1）

内 容・・・ 就労継続支援B型(定員20名)
就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援や知識・能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
* 自主製品（革工芸等）の作成、内職作業等を行います。

開所・利用時間・・・月曜日～金曜日（国民の祝日・年末年始等を除く）
午前9時から午後4時30分まで

(2) 幸手市障害者自立支援施設なのはなの里（幸手市東3丁目9番21号）

内 容・・・ 生活介護(定員16名)
食事・排泄等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

開所・利用時間・・・月曜日～金曜日（国民の祝日・年末年始等を除く）
午前9時から午後4時30分まで

13 社会福祉法人埼玉県共同募金会幸手市支会としての活動

(1) 赤い羽根共同募金

毎年10月から12月までに実施する赤い羽根共同募金は、福祉施設の充実や民間福祉活動のために有効に使われています。

幸手市社会福祉協議会では、社会福祉法人埼玉県共同募金会に協力し、募金活動を行います。この募金の一部は、翌年度、配分金として受け取ることができるため、様々な地域福祉活動に役立てています。

募金時期・・・毎年10月1日から翌年3月31日まで

(区長を通じての募金は、10月1日から10月31日まで)

募金の種類

- ①戸別募金 地区の区長を通じて募金運動を行います。
- ②街頭募金 駅前やスーパーの店頭などでボランティア団体等によって行われます。
- ③職域募金 特定の事業所、市役所、各種団体等の職域を通じて個人の方に募金バッジ、クオ・カード等の募金をお願いします。
- ④学校募金 小学校・中学校・高等学校で行われる募金運動です。
- ⑤個人大口募金・法人募金 篤志家や企業にまとまった金額の募金をお願いします。

募金の使途・・・埼玉県内で集められた募金の50%は、老人・障がい者・児童福祉施設等のために使われます。残りの50%が市区町村社会福祉協議会の事業費として配分されます。



(2) 歳末たすけあい募金

新たな年を迎える時期に支援を必要とする人に対して、少しでも明るいお正月を迎えていただくために、一人ひとりの温かい思いやりと助け合いの活動を積極的に進める運動です。

募金時期・・・毎年12月1日から12月31日まで

募金の使途・・・低所得世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、ひとり暮らし高齢者等でお困りの世帯に配分されます。

また、事業にも使用されています。

幸手市社会福祉協議会個人情報保護に 関する方針の制定について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が、平成17年4月1日に全面施行されることに伴い、その法律の理念に基づき、個人情報保護に関する方針を定めました。本会の個人情報保護に関する方針は以下のとおりです。

個人情報保護に関する方針 (プライバシーポリシー)

社会福祉法人幸手市社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成17年 4月 1日制定

社会福祉法人 幸手市社会福祉協議会

社協会員会費募集

☆社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会（通称：社協）は、全国の各都道府県及び市区町村ごとに設置されており、地域福祉を推進する中核的な団体です。

例えば、皆さんの身近には、高齢や障がい、介護、子育てなど周りの協力が必要な人もそうでない人も生活しています。「こんなことで困っている」「こんなものがあつたらいいなあ」といった公的な施策だけでは対応しきれない福祉の問題・ニーズに対し、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目標に活動しています。

☆社協会員加入のお願い

社協では、地域福祉活動を推進していくために、会員制度を導入しております。また、社協の事業は、市や埼玉県社会福祉協議会の補助金及び共同募金の配分金、そして皆様の善意でいただく寄付金やこの会員募集で集まる会費で運営されています。

この会員募集は、地域福祉活動等を推進していくための財源の確保もありますが、市民の皆様や企業の皆様に、会員という形で社会福祉活動に参加していただいております。趣旨をご理解いただき、多くの皆様に会員加入のご協力をお願いいたします。

《会員の種類》

一般会員	年額	500円
協力会員	年額	1,000円
特別会員	年額	5,000円以上



皆様からご協力いただいた会費は、このような事業に使われます。

【在宅・地域福祉事業】

- 福祉機器・テントの貸出事業
- 車椅子同乗車輛貸出事業
- 有償家事援助サービス事業
(桜ふれあいサービス)
- 介護者慰労事業
- 歳末たすけあい配分金事業
- 各種福祉団体への活動援助
- 傾聴ボランティア訪問事業
- 配食サービス事業
- ふれあいいきいきサロン活動事業への助成
- 福祉サービス利用援助事業
(あんしんサポートねっと)
- 敬老事業(市との共催)
- 金婚祝品の贈呈
- ふれあいバスの旅事業



【青少年・児童福祉対策】

- 小・中学校の福祉教育の推進
- ボランティア体験事業の推進
- 赤ちゃん用品券配付事業等

【幸手市ボランティア・市民活動センター】

- ボランティア相談
- ボランティア団体への支援
- ボランティア情報の収集・提供
- 各種ボランティア講習会・講座の開催 など



会員の加入は、随時社協窓口にてお受けしております。